

申請要件と疎明資料

申請時に提出する書類のうち「地方自治法第260条の38第1項各号に掲げる事項(申請要件)を疎明するに足りる資料」の例です。

① 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること

地縁団体名義で登記できなかったことにより、便宜上、認可地縁団体の構成員又はかつて構成員であった者が登記名義人となっている不動産が対象となります。

② 当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること

※書類・資料は、申請時点のものと10年以上前のものがが必要です。

【事実確認のための書類】

- ・ 申請不動産の所有又は占有に係る事実が記載された認可地縁団体の事業報告書 等

【疎明するための資料】

- ・ 公共料金の支払い領収書
- ・ 閉鎖登記簿の登記事項証明書又は謄本
- ・ 旧土地台帳の写し
- ・ 固定資産税の納税証明書
- ・ 固定資産課税台帳の記載事項証明書 等

* 上記資料の提出が困難な場合は、入手困難な理由と隣地の所有者又は、地域の実情に精通した者等の証言を記載した書面。

③ 当該不動産の表題部所有者または所有権の登記名義人全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること

【疎明するための資料】

- ・ 認可地縁団体の構成員名簿
- ・ 認可地縁団体台帳(認可地縁団体の登録証明書)
- ・ 墓地の使用者名簿(申請不動産が墓地である場合) 等

* 上記資料の提出が困難な場合は、入手困難な理由と申請不動産の所在地に係る精通者の証言を記載した書面等。

④ 当該不動産の登記関係者(表題部所有者、所有権の登記名義人、これらの相続人)の全部または一部の所在が知れないこと

※登記関係者のうち少なくとも一人について資料を添付すれば要件は満たしますが、所在が判明している登記関係者から、特例制度の申請を行うことについて同意を得ておくことが望ましいとされます。円滑に手続きを進めるためにも、事前に所在の追跡及び同意の確認を行ってください。

<疎明するための資料>

- ・ 不在住証明書
(登記登録上の住所の属する市区町村の長が、当該市区町村に登記関係者の「住民票」及び「住民票の除票」が存在しない旨を証した書面)
- ・ 登記記録上の住所に宛てた登記関係者宛の配達証明付き郵便が不到達であった旨を証する書面
- ・ 申請不動産の所在地に係る精通者等が、登記関係者の所在を知らない旨の証言を記載した書面